

編後期基本計画の 策定にあたって

丸亀市総合計画 General Plan of Marugame

後期基本計画の策定にあたって

# 第1章序論

## 第1節 策定の趣旨

本市は、平成17年3月22日、丸亀市・綾歌町・飯山町の1市2町が合併し、 人口約11万人を擁する地方都市「丸亀市」となりました。

そして、新市の一体的な発展に向けたまちづくりの指針として、平成19年 度を起点とする「丸亀市総合計画」を策定し、"自然と歴史が調和し 人が輝く 田園文化都市"を10年後の将来像に掲げ、これまで計画に沿った取組を推進 してきました。

この間、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来、地方分権の進展、加えて 東日本大震災による被災地の復旧・復興やエネルギー政策のあり方など対処す べき多くの課題が発生しており、地方自治体を取り巻く環境は著しく変化して います。

一方、本市においては、合併後の極めて厳しい財政状況のなか、合併効果を 生かしながら、行財政改革を強く進める一方で、安全・安心な市民生活を確保 するための対策や子育て環境の整備、コミュニティを中心とする地域活動の活 性化などの様々な施策を推進し、合併後のまちづくりとして一定の成果をあげ ることができました。

しかし、限られた財源のなかで、当初の計画どおりに実施できなかった事業 や社会情勢の変化による新たな行政課題なども生じており、今後さらに時代の 要請に適ったまちづくりを展開するため、基本計画に示す施策の再構築が必要 となりました。

このような状況のもと、平成23年度をもって前期基本計画の期間が終了し たことから、平成24年度からの5か年を計画期間とする「丸亀市総合計画後 期基本計画 | を策定し、本市の将来像の実現に向けて、次のステップへ進むま ちづくりの指針とします。

## 第2節 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

#### 基本構想

丸亀市における10年後の将来像や政策の柱のほか、これらを達成するため の方針などを示すものです。

#### 計画期間 10年

平成19年度(2007年度)~平成28年度(2016年度)

### 基本計画

基本構想を実現するための具体的な取組(施策)や、その達成度を測るため の指標(成果指標)などを定めるものです。

### 計画期間 5年

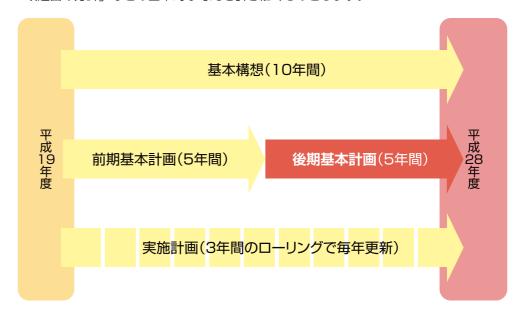
前期 平成19年度(2007年度)~平成23年度(2011年度) 後期 平成24年度(2012年度)~平成28年度(2016年度)

### 実施計画

基本計画で定めた施策を進めるための指針となるもので、具体的な事業内容 などを示すものです。

### 計画期間 3年(毎年度見直し)

※後期基本計画は、基本構想に掲げる「丸亀市の将来像」や「まちづくりの基本理念」「行 政運営の方針しなどの基本的な考えを引き継ぐものとします。



後期基本計画の策定にあたって

## 第3節 社会潮流の把握

後期基本計画の策定にあたり、検討しておかなければならない時代の潮流と 本市に及ぼす影響について、前期計画策定時からの変化を考慮して、以下のと おり整理します。

#### (1) 本格的な少子高齢化・人口減少時代の到来

世界の人口は、今後も増加していくと見込まれていますが、日本は、これか ら、本格的な少子高齢化・人口減少時代が到来しようとしており、特に、地方 圏においては、中山間地域や島しょ部での人口減少・過疎化の傾向が、顕著に 現れています。

そして、香川県においても、全国平均より高齢者の比率が高く、大学進学や 就職などで若年層の人口流出が今と同じように続けば、さらに高齢化が進むと 見込まれます。また、本市においては、平成22年の国勢調査の時点では、平 成17年の国勢調査と比較してわずかながら人口の増加が見られるものの、近 い将来、人口減少に転ずることが危惧されます。

こうした変化により予想される影響としては、少子高齢化による社会保障費 の増大や労働力人口の減少による生産力の低下などが考えられ、さらに、それ らがもたらす地域経済の縮小などにより、まちの活力が失われるとの懸念もあ ります。

本市においても、将来にわたって社会や経済の活力を維持し、安心して暮ら せる未来を築くためには、将来の変化を予測し、定住促進などの重要な課題に 対して、早くから対応しておく必要があります。

#### (2) 地方分権の進展

人口増加や経済拡大を前提としたこれまでの社会・経済システムにより、日 本は、経済的に豊かになりましたが、その一方で、大都市への過度な集中と地 方の衰退による格差の拡大といった問題が生じています。

また、現代社会における価値観や生活様式の変化にともない、行政ニーズも 多様化、複雑化するなか、地方自治体には、地域の課題に対する的確かつ柔軟 な対応が求められています。

このような背景から、国では、これまでの地方との関係を見直す地域主権改 革が提唱されており、地方自治体に、これまで以上の権限と責任が委ねられよ うとしています。

本市においても、このような変化に適切に対応し、地域の特色や独自性を生 かした魅力あるまちづくりを進め、市民満足度を高めていくことが求められて います。

#### (3)世界・アジア経済の変化~グローバル化と地域社会

中国やインドといった新興国の経済成長や人口増加、TPPをはじめとする 多角的な国際間の連携などにより、世界情勢は、今後大きく変化すると予想さ れます。

また、グローバル化が進展した今日では、世界の動きが直接、地域社会に影 響を与えるようになっています。特に、日本との経済的なつながりが強く、飛 躍的な成長を続ける東アジア地域との交流は、ますます重要になると考えられ ます。

一方、暮らしや産業など国際社会と地域の関わりが強くなるなかで、地域間 競争もこれまで以上に激しくなると思われます。例えば、海外展開する企業の 増加にともない、企業誘致や産業立地などは、国際的な競争という側面が大き くなると見込まれます。

本市においても、将来を考えるうえで、国際的な視野を持ち、国際社会のな かでも個性ある地域づくり、産業づくりを行うこと、そして、地域の強みや特 性を生かすという視点が重要です。

#### (4) 資源・環境問題への対応

資源や環境に関する問題は、今や世界のすべての国々が避けて诵ることので きない大きな課題となっており、これからは、限られた資源を有効に使いなが ら、環境に配慮した社会を築いていくことが大切になります。

特に、地球温暖化への対応は、世界のすべての国々が、一緒に対応しなけれ ば解決できない問題として認識され、日本においても様々な取組が行われてい ます。資源や環境への関心が高まるなかで、環境に配慮した生活・社会に転換 しようとする流れは、今後ますます大きくなっていくと考えられます。

本市においても、市民一人ひとりの限りある資源や環境に配慮した取組の積 み重ねにより、地球環境にやさしいまちづくりを進めていくことが求められて います。

後期基本計画の策定にあたって

#### (5) ICT<sup>\*</sup>の発展・普及

ICT (情報通信技術) は、医療・福祉や教育をはじめ、生産管理やマーケティング\*など私たちの生活や生産活動のあらゆる場面に普及しており、このことは、情報化への投資や情報通信産業の拡大などにも見ることができます。

しかし、情報通信基盤の違いによって、これらを利用できる環境に地域間の格差が見られるとともに、利活用という面でも十分に使いこなされていないのが現状です。

私たちがICTを十分に活用できるようになれば、これからの少子高齢化や人口減少、グローバル化など時代の変化に対応していく大きな力になると考えられます。

例えば、在宅勤務など多様な働き方を可能にするほか、遠隔地医療への活用 や過疎地域の教育、様々な行政手続きの効率化、地域での活動の情報発信など に大きな効果を発揮することが期待されます。

本市においても、行政サービスを向上させるうえで、ICTの一層の活用が求められています。

#### (6) 国・地方を通じた厳しい財政状況

国や都道府県、市町村では、長引く景気低迷による税収不足や高齢化にともなう社会保障費の増大などの要因により、基礎的財政収支では財源不足が続き、 長期債務残高も拡大し続けています。

このため、それぞれが行財政改革に積極的に取り組んでいますが、これから 少子高齢化が進んでいくと、労働力人口が減少し、税収などはますます少なく なる一方、医療費や介護費、年金などの社会保障費は、今の制度を前提にすれ ば、今後20年間で50兆円程度増えると予想されており、国・地方の財政は、 一層厳しさを増すことが見込まれます。

本市においても、行政運営を持続可能なものとするために、歳入の確保に努めることと事務事業の選択と集中により真に必要な施策に絞って実施することが求められています。

#### (7)急速に高まる安全・安心への意識

近年、国内外で大地震や集中豪雨などによる大規模災害が多発し、自然災害からの安全性の確保への人々の意識が急速に高まっています。

とりわけ、東日本大震災は、日頃からの災害への備えの大切さと広域災害からの復旧・復興の困難さを示しているとともに、地域コミュニティからエネルギー、資源問題のあり方に至るまで多くの課題があることを示しています。

また、凶悪犯罪の発生や悪質商法によるトラブルの増加、食の安全安心に関する様々な問題の発生、さらには地域における医療体制や福祉への関心の高まりなどを背景に、安全安心に暮らせる社会が強く求められています。

本市においても、大地震への備えをはじめとする防災体制の一層の強化はもとより、あらゆる分野で安全安心の視点を重視した取組が求められています。

5

6

<sup>※</sup> ICT:情報・通信に関する技術などの総称のことです。

**<sup>※</sup>マーケティング**:企業が製品またはサービスを顧客に向けて流通させることに関係した一連の体系的市場志向活動のことです。

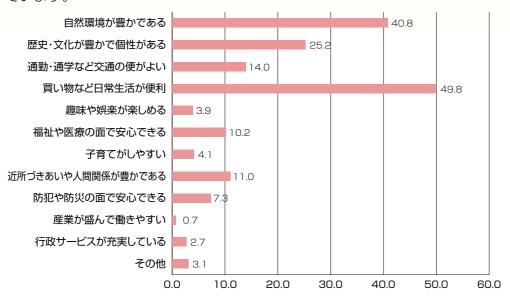
## 第4節 市民が求めるまちづくりの方向性

#### (1) 現在の丸亀市について

平成22年度に実施した総合計画策定にかかる市民アンケートの結果から、 以下のような傾向を把握することができます。

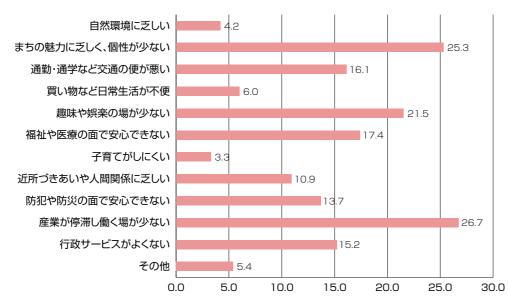
#### ●丸亀市の魅力だと感じる点(2つまで回答)

「買い物など日常生活が便利」が最も多く、次いで「自然環境が豊かである」、 「歴史・文化が豊かで個性がある」との回答が多く、丸亀市の魅力として捉え ています。



#### ●丸亀市の魅力が乏しいと感じる点(2つまで回答)

「産業が停滞し働く場が少ない」が最も多く、次いで、「まちの魅力に乏しく、 個性がない」、「趣味や娯楽の場が少ない」の回答が多くなっています。

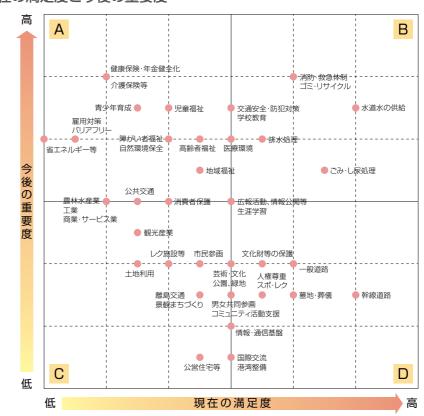


#### (2) 満足度と重要度の相関

満足度と重要度の相関では、「バリアフリー\*」、「雇用対策」、「青少年育成」、 「子育て支援」、「健康保険・年金制度」、「介護サービス」 などが重点改善分野 としてあげられています。

A: 重	点改善分野	B: 重点維持分野			
多い分野です。該当する	重要度は高いとする意見が 項目への重点的取組により、 ことが強く求められています。	満足度、重要度共に高いとする意見が多い分野です。 重要分野として、今後も現在のサービス水準を維持していくことが強く求められています。			
バリアフリー 青少年育成 健康保険・年金制度	雇用対策 子育て支援 介護サービス など	ごみ減量化・リサイクル 水道水の安定供給 消防・救急体制の整備 など			
C:i	改善分野	D: 維持分野			
実施方法の改善や市民	いとする意見が多い分野です。 への周知などにより、でき ことが求められています。	満足度は高いが、今後の重要度は低いとする意見が多い分野です。できるだけサービス水準の維持に努めながらも、社会情勢や市の実情に見合った取組が求められています。			
レクリエーション施設 良好な土地利用 な		幹線道路の整備 一般道路の整備 墓地・葬儀に関する取組 など			

#### ●現在の満足度と今後の重要度



※バリアフリー:障がい者を含む高齢者などの社会的に弱い立場にある者が、社会生活に参加するうえで生活の支障とな る物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。もしくは具体的に障害を取り除いた状態のことをいいます。

## 財政の状況

平成22年度決算における本市の財政状況を見ると、「標準財政規模\*」は高 松市に次いで2番目に大きく、「財政力指数\*」は坂出市、高松市に次いで高い など県内では中核的な財政基盤を有しているといえます。(参考:平成21年度 決算ベースでの全国の類似団体内の比較でも、42団体中18位の財政力指数を 示しています。)

「経常収支比率\* 」では、84.4%と県内の市平均などと比較して良好な数値 となっていますが、算定基礎となる一般財源(市税、普通交付税、臨時財政対 策債など)や義務的経費の増減によって大きく左右されるため、慎重な分析が 必要です。

過去には、本市特有の収益事業である競艇事業収入に支えられ、経常収支比 率が高くとも余裕を持った財政運営を維持することでき、本来の行財政規模を 上回るような行政サービスやインフラ整備を推進することができました。

しかし、時代の変遷とともに、公営競技を取り巻く環境の変化などから、競 艇事業が低迷し、一時のような事業収入は見込めなくなりました。このため、 競艇収入に依存した財政構造からの脱却に取り組み、人件費の削減を中心に経 常経費を計画的に圧縮し、本質的な歳入に見合った歳出構造をめざしています。

また、競艇事業においても、抜本的な収益構造の改善を図るべく、自場での ナイターレースの開催をはじめ、年間営業日数・時間の大幅な拡大など継続し て収益確保が可能な経営基盤の確立を図っています。

本市の中長期的な財政状況を考えるうえでは、「実質公債費比率\* | が9.9%、 「将来負担比率\* | が75.7%と、現時点では比較的良好な状態といえますが、 安全安心のまちづくりに向けた消防庁舎をはじめ、学校教育施設や子育て関連 施設の耐震化整備などの財源として発行した地方債残高の増加など義務的経費 である公債費の動向を考えると、将来的な財政運営は楽観視できる状況ではあ りません。引き続き事業の優先順位を見極めるとともに、時代にマッチした取 捨選択と慎重な財政運営が必要です。

#### 県内市の財政関係指標一覧(平成22年度普通会計決算)

市名		標	標準財政規模 (千円)	財政力指数(20~22年度平均)	経常収支比率(%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)	積立基金残高 (千円)	地方債残高 (千円)
丸	亀	市	24,081,764	0.721	84.4	9.9	75.7	7,320,930	38,648,264
	団体内II は21年		_	18/42	16/42	9/42	19/42	_	_
県内	市平	均	_	0.708	85.7	12.8	86.0	_	_
県内	市町平	均	_	0.675	84.7	12.3	76.8	_	_
高	松	市	92,968,604	0.825	85.4	11.9	99.3	13,976,370	145,425,855
坂	出	市	13,843,255	0.844	87.9	16.7	136.6	2,833,061	21,025,583
善	通寺	市	8,026,444	0.518	90.4	14.6	39.6	3,438,787	9,387,190
観	音寺	市	15,841,350	0.638	82.8	13.6	126.1	6,103,337	32,266,343
さ b	ぬき	市	17,070,740	0.441	88.4	20.8	84.1	8,952,427	26,003,182
東か	いがわ	市	10,053,542	0.502	88.9	15.6	35.0	4,158,328	13,136,453
Ξ	豊	市	21,241,470	0.515	83.9	9.6	21.6	11,585,975	27,328,833

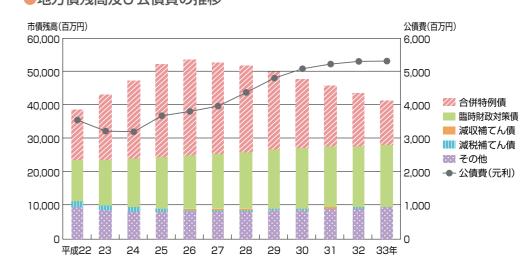
#### 競艇事業の収支決算及び一般会計繰出金の推移(千円)

項目年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収 支 決 算	553,632	1,027,646	984,727	3,158,198	1,763,930	(見込み) 1,770,000
一般会計繰出金	0	100,000	100,000	200,000	500,000	500,000

<sup>※</sup>収支決算については、平成18・19年度は歳入歳出差引額(単年度収支)で表し、平成20年度以降は損益計算書の当年度純利益 (平成20年度より地方公営企業法一部(財務規定)適用)で表しています。

※平成22年度より大規模施設改善(メインスタンド改築)工事が開始されています。

#### 地方債残高及び公債費の推移



<sup>※</sup>標準財政規模:地方公共団体の標準的な一般財源の規模を示すもので、地方交付税制度のもとで財源保障の対象となる 総枠を表します。

<sup>※</sup>財政力指数:地方公共団体の財政力を示す指数で、大きいほど財政に余裕があるという指数です。財政力指数が1.0を超 えた場合は、裕福な団体のため国から普通交付税がもらえないということになります。

<sup>※</sup>経常収支比率:人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に地方税、普通交付税などを中心とする経常的一般財源がど の程度充当されているかを表す比率です。財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど自由に使えるお金 が多いことを表します。なお、一般的には75~80%が妥当、80%を超えるとその地方公共団体の財政は弾力性を失い つつあるといわれています。

<sup>※</sup>実質公債費比率:平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことにともない導入された財 政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すものです。18%以上の団体は引き続き地方債の発行に国の許可が必 要で、25%以上の団体は一般事業などの起債が制限されます。

<sup>※</sup>将来負担比率:公社や出資法人も含め、自治体の現時点で想定される将来の負担が、自治体の使い道の定められていな い財政の規模を表す標準財政規模(1年分)の何倍あるのかを指標化しています。この指標にかかる早期健全化基準は、 都道府県・政令市では400%、市町村では350%となっています。

<sup>※</sup>平成21年4月21日より自場ナイターレース「まるがめブルーナイター」が開催されています。